

江差追分会格付審査委員会規則

(設置)

第1条 正調江差追分の格付認定を行うことにより、歌唱の正しい習得及び技術の向上を図るため、江差追分会会則第35条及び第36条の規定により、江差追分格付審査委員会（以下「格付審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 格付審査会は江差追分会会員等の歌唱技術に関し、必要な事項を審査し、格付を行うものとする。

(格付審査の種類)

第3条 格付審査の種類は次のとおりとする。

- (1) 本部落格付審査
- (2) 地方格付審査
- (3) 上記の他に会長が特に必要と認めた場合は開催することができる。

(組織)

第4条 格付審査会は、江差追分会師匠以上の資格者で構成し、会長が12名以内で委嘱する。

(委員の任期)

第5条 格付審査委員の任期は1年とする。

(審査委員長の職務権限及びその代理)

第6条 審査委員長は委員会を代表し、その会務を総理する。

- 2 審査委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 格付審査会は江差追分会会長が招集する。

(格付審査会)

第8条 格付審査会は、5名以上の審査委員が出席しなければ開くことができない。但し、

本州地区についてはこの限りでない。

- 2 格付審査会の議事は出席審査委員の過半数により決議し、可否同数のときは格付審査委員長の決するところによる。
- 3 格付審査会は、受験申請者が概ね70名以上で開催することができる。但し、地域事情等を考慮し会長が特に必要と認める他、本州地区についてはこの限りでない。

(格付審査会の開催時期)

第9条 審査会は毎年開催するものとし、地方格付は必要に応じて開催することができる。但し、開催日時等については、別に定めるものとする。

(格付審査受験資格)

第10条 格付審査の受験資格は、会長が受験を認めた者のうち第13条第2号に定める審査料を納めた者とする。

(格付審査受験申請手続き)

第11条 格付審査を受験する者は、次により会長に申請するものとする。

- (1) 別紙様式により支部毎にとりまとめ、内容を地区協議会に提出するものとする。
- (2) 地区協議会は地区の申込み状況を取りまとめ、会長に提出しなければならない。

(格付審査の要領)

第12条 格付審査の要領は次のとおりとする。

- (1) 本唄とし、7節7声とする。
- (2) 伴奏は尺八とソイ掛けのみとする。
- (3) 唄いなおしはできないものとする。
- (4) 唄い手は、譜面等を持参もしくは参照してはならない。
- (5) 唄い手以外の者は、唄い手を援助してはならない。
- (6) 審査対象の唄は、開催会期1回限りとする。
- (7) 審査の内容は、別に定めた基準による。
- (8) 審査の決定は、審査員の合議によるものとする。
- (9) 合議によりがたい場合は、審査委員長の判断により協議決定する。
- (10) 地方開催の場合は、地区協議会と協議のうえ格付審査会運営内容を決定する。
- (11) その他必要な事項は、審査委員長が決定する。

(審査料)

第13条 会則第35条に定められた江差追分会格付審査料等は、次のとおりとする。

- 1 審査料は、前納することを原則とし、不参加の場合は返還しない。

2 格付審査料及び免許料

資格区分	審査料		免許料
	江差審査	地方審査	
1級	} 会員 2,000円	} 地方格付審査 無し	60,000円
2級秀			50,000円
2級			30,000円
3級秀	} 非会員 5,000円	} 会員	20,000円
3級			17,000円
4級秀			10,000円
4級		} 3,000円	8,000円
5級秀			7,000円
5級			6,000円
6級		非会員 8,000円	5,000円

(審査会事務)

第14条 審査会の事務は、追分会事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規定に定めるものを除く外、格付審査会に関して必要な事項は審査委員長が定める。

付 則

- 1 この規則は平成7年4月23日から施行する。
- 2 この規則は平成8年4月28日から施行する。
- 3 この規則は平成17年4月24日から施行する。
- 4 この規則は、平成26年4月27日から施行する。

江差追分会格付審査基準内規

- 1 江差追分会会則第36条の規定に定められた格付審査の基準は、次のとおりとする。
- 2 この基準は、江差追分会師匠会で定める。
- 3 資格別審査基準
 - (1) **1級**

唄の技術的には全てにおいて完成されており、人格的なものまで唄に表現されている唄で、追分節の全てを兼ね備えている至高の唄
 - (2) **2級秀**

唄の技術的には全てにおいて完成された唄で、奥深いリズムと色艶が最大限に発揮されている唄
 - (3) **2級**

情緒、迫力とも優れており、個性的な色艶が感じられる唄で、自然な流れの唄
 - (4) **3級秀**

江差追分の歌唱技術において、個性的であり、魅力が伴い、情緒や流れなど完成度の高い唄
 - (5) **3級**

唄基本は全て習得している者とし、各節に抑揚、深み、迫力、個性が感じられる唄。やむを得ず切ったと感じられる場合であっても、昇級することもありえる
 - (6) **4級秀**

本すくりができ、味わい、情緒などが感じられ、唄に流れを感じられる唄で、やむを得ず切ったと感じられる場合であっても、昇級することもありえる
 - (7) **4級**

基本に基づいた唄で、本すくりの形がある程度整っており、流れのある唄。唄は多少切れてもよい
 - (8) **5級秀**

基本に忠実な唄い方で、唄を途中で切っても基本的な唄の形ができている唄
 - (9) **5級**

初心者の中でも、少し基本的な唄
 - (10) **6級**

江差追分を習い始めて間もない初心者で、唄の内容はなんとか江差追分の形ができている唄

付 則

この基準は平成7年4月23日から適用する。

この基準は平成24年2月19日から適用する。